

「特定非営利活動促進法施行条例等施行規則」及び  
「地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる  
特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例施  
行規則」の一部改正について

募集期間：令和2年1月17日（金）～令和2年2月17日（月）

## 1 改正の趣旨

特定非営利活動法人の申請書類の縦覧の日時等を変更するため、「特定非営利活動促進法施行条例施行規則」及び「地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例施行規則」に関し、一部改正を行います。

## 2 改正内容

### (1) 縦覧・閲覧・謄写の日時の変更

特定非営利活動法人から提出を受けた申請書類の縦覧及び活動に関する書類の閲覧・謄写に供する日時を変更します。

### (2) 必要書類の一部簡素化

特定非営利活動法人の提出書類の一部を簡素化します。

## 3 スケジュール

令和2年4月1日 改正・施行予定